

平成30年度

包括外部監査結果報告書

要約版

「防災・危機管理事業について」

倉敷市包括外部監査人

壺 田 周 彦

目 次

I	外部監査の概要	1
II	倉敷市の防災及び危機管理の事業の概要	3
	(1) 指摘事項	3
	(2) 意見	3
III	防災・危機管理事業	6
1.	防災計画・協定関連	6
	(1) 指摘事項	6
	(2) 意見	6
2.	災害への備え	7
	(1) 指摘事項	7
	(2) 意見	8
3.	防災に対する補助・助成制度	9
	(1) 意見	9
4.	防災のための施設整備（耐震化・長寿命化など）	10
	(1) 指摘事項	10
	(2) 意見	10
5.	災害発生時の担い手	12
	(1) 意見	12
IV	平成30年7月豪雨	14
	(1) 指摘事項	14
	(2) 意見	14

I 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の第 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象

(1) 監査対象（選定した特定の事件）

防災・危機管理事業について

(2) 監査対象年度

平成 29 年度（必要に応じて平成 28 年度以前及び平成 30 年度分についても監査の対象とする。）

3. 監査テーマの選定理由

近年、我が国は、東日本大震災、大型台風・集中豪雨、土砂災害による被害、笹子トンネル事故など自然災害及び事故災害は深刻なものとなっている。また、倉敷市に大きな被害をもたらす可能性が高い、南海トラフ巨大地震の発生も懸念され、市民、自治体の災害による危機管理の関心はますます高まっている状況である。さらに近年の短時間での集中豪雨や台風による暴風雨などにより、家屋への浸水被害などが発生している状況にある。

このような災害に対して備えるため、倉敷市は倉敷市地域防災計画・倉敷市水防計画（平成 30 年 1 月修正）において、風水害・地震津波災害などの対策を策定している。

今後、倉敷市地域防災計画・倉敷市水防計画に従って対策を講じることにより、ハード面においては、市有建築物の耐震化、上水道管・下水道管の長寿命化・耐震化、橋梁の耐震化など支出増加が予想される。具体例としては、倉敷市のホームページに公表されている「水道事業経営比較分析表」によれば、管路経年化率は、平成 23 年の 7.52%から平成 27 年の 12.77%と 5.25 ポイント増加しており、施設更新時に耐震化を推進させ、管路を含めた老朽施設の更新を積極的に行っていく必要がある旨記載されている。

一方、ソフト面においては、市民への防災訓練の指導や自主防災組織が有効に機能するために、防災危機管理室などによる支援が今後増加することが予想される。

防災対策事業は、市民生活の安全を守る重要な事業であり、限られた財源・人員の中で、耐震化、火災の消火・予防活動、救急業務、ライフラインの整備等により、災害から市民の生命、身体及び財産を守るという防災の責務は以前にも増して重要となっており、監査テーマとした。

なお、平成30年の包括外部監査を実施している最中に、平成30年7月豪雨により、倉敷市真備町地区は甚大な被害を受けた。このため、被災地に出向き、被災の現状・避難所の現状・ボランティア活動の現状等を検証した。

4. 監査の結果

監査の結果について、法令等に違反又は不当と判断したもの、及び経済性・効率性・有効性の観点から著しい問題があると認められ、改善を求めるものについては「指摘事項」とし、法令等の違反ではないが、是正、改善が望ましいものについては「意見」として明記している。

5. 監査の体制

包括外部監査人	公認会計士	壺田	周彦
補助者	公認会計士	小野	和倫
補助者	公認会計士	十川	智基
補助者	公認会計士	濱田	博英
補助者	公認会計士	柏野	聡太郎
補助者	公認会計士	林	英夫

6. 監査実施期間

平成30年5月2日から平成31年2月1日まで

II 倉敷市の防災及び危機管理の事業の概要

(1) 指摘事項

<指摘事項1 広報車の定期的な点検について>

平成30年11月6日に行われた水島地区石油コンビナート総合防災訓練を視察したところ、訓練において倉敷市広報車の拡声器の音量調整が不十分であったため、音声が極めて小さかった。これは、当初予定していた広報車の故障が当日判明し、急遽操作に不慣れな代替車を使用したことによるものである。したがって、広報車を定期的に点検する仕組みとするとともに操作方法の周知を図ることで、災害発生時等に適時に対応できるように備えるべきである。

(2) 意見

<意見1 液状化現象発生を想定した避難経路について>

液状化現象が発生した場合の避難経路を想定していない。液状化が発生したことも想定した避難経路の確保や避難誘導の訓練を実施すべきである。

<意見2 防災危機管理室の組織強化について>

防災危機管理室の勤続年数が短い職員の割合が高いため、個々の経験・能力を早急に向上させる必要がある。

倉敷市は現在、平成30年7月豪雨により、他市から中期派遣職員を受入れている状態であり、他市への災害応援に職員を派遣できない状況である。他市からの派遣職員の受入れが終了した後、他市で災害が発生した場合はたとえ小規模災害であっても、中核市災害相互応援協定等に基づき、積極的に災害発生都市へ職員を派遣し、他市の災害現場で倉敷市の経験を活かすとともに、災害対応を経験し、実体験に基づいたフィードバックを行い、倉敷市での防災対策及び災害対応のさらなる向上に活用すべきである。

また、倉敷市は防災士の資格取得の奨励を行っていることから、防災危機管理室職員の防災士資格の取得率を向上させるべきである。

<意見3 防災危機管理室と各部の連携について>

倉敷市の各部署に対して、災害対応マニュアルの作成を依頼し、また既に作成済みの部署については、当該マニュアルの内容を確認し、災害発生時における各部署間で有効かつ効率的な連携体制が構築できるように、各部署との相互認識の強化を図る必要がある。

<意見4 防災マニュアルの更新・配布について>

平成17年以降、更新されていない倉敷市防災マニュアルの内容を再考し、必要であれば更新を行い、定期的に冊子として市民へ配布する、もしくは、予算の都合上、全戸配布や増刷は不可能であるとしても、倉敷市ホームページに当該マニュアルをアップロードし、市民が誰でもダウンロードできる状況であることを周知すべきである。

<意見5 防災士育成講座の倉敷市ホームページ掲載について>

防災士育成講座は、マイ広報版広報くらしきに掲載されているが、倉敷市のホームページに掲載されていない。防災士育成講座は防災危機管理室所管であることから、防災危機管理室のページにも掲載し、防災士育成講座の周知及び活用を高めるべきである。

<意見6 総合防災訓練の実施について>

年に1回の重要な総合防災訓練が諸事情により中止となった場合でも、規模を縮小する、または図上訓練を行うなど、関係機関と協議した上で、総合防災訓練を実施することを検討すべきである。

<意見7 各部署連携の防災訓練について>

倉敷市では例年、総合防災訓練、水防訓練、図上防災訓練等を行っているが、防災危機管理室は、各部署が作成している災害対応マニュアルの入手・確認が行われておらず、大規模災害発生時の想定事項、想定リスク等を集約・共有し、当該想定事項を織り込んだ防災訓練の実施が不十分と思われる。各部署が作成した災害対応マニュアルをもとに、情報を集約・共有した防災訓練の実施が必要である。

<意見 8 非開示シナリオを織り込んだ防災訓練の実施について>

総合防災訓練はシナリオがすべて記載されており、シナリオ通り実施できるかどうかの訓練となっている。災害発生時は想定外の事項が発生するものであり、想定外の事項について、正確な情報を収集・判断の上、適切な指示を出し、当該指示に従って業務にあたることが重要である。

図上訓練においては、プレイヤーに非開示の内容を織り込み、訓練中に当該非開示の内容を発生させ、適切に対応できるかどうかの訓練を行っている。

図上訓練以外のその他実動訓練においても、シナリオ通りの訓練のみならず、プレイヤーに一部非開示の内容を織り込んだ訓練を実施すべきである。

Ⅲ 防災・危機管理事業

1. 防災計画・協定関連

(1) 指摘事項

<指摘事項 2 業務継続計画の完成版の公表について>

災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、その対策を事前に準備しておくことが必要であり、早期に完成版を公表する必要がある。

<指摘事項 3 協定書の定期的な見直しについて>

消防・救急活動等に係る相互応援協定は、締結から 40 年以上経過しているものの、定期的な見直しが行われておらず、現状と乖離しているものがある。条文番号等の不整合は実務上の問題は生じていないが、特に岡山県地方振興部の不existenceについては、存在がなくなってから監査指摘時点まで、当該協定を引き継いだ部署等が不明の状態となっていた。

協定書は現状との乖離等が生じていないか、定期的に見直しを行うべきである。

<指摘事項 4 災害時受援計画の公表及び周知について>

応援先、受援先の指定、応援、受援に関する連絡、要請の手順、本部との役割分担、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合、配置体制や資機材等の集積、輸送体制等について、災害時受援計画の早期の公表及び庁内への周知を行う必要がある。また、見直しにあたっては他市事例や平成 30 年 7 月豪雨における対応を参考とすべきである。

(2) 意見

<意見 9 業務継続計画の見直しについて>

定期的な教育や訓練、点検等の実施により業務継続計画の実効性を確認するととも

に、倉敷市地域防災計画などの、他の計画の見直しに合わせて、計画の持続的な改善を進めていく必要がある。

<意見 10 個別の避難支援計画の策定支援について>

個別の避難支援計画の作成は、災害対策基本法において市町村に義務づけられているものではないが、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において推奨されており、その作成により災害時の避難支援等をより実効性のあるものにできることから、倉敷市としても策定の支援を進めていく必要がある。

また、策定状況を報告により把握し、自主防災組織等との連携を強化するとともに、必要に応じて「災害時要援護者避難支援プラン」の見直しを検討するべきである。

<意見 11 避難支援計画に基づく訓練について>

個別の避難支援計画の策定のみでなく、実施主体である自主防災組織と協調し、避難支援計画に基づいた避難訓練を行い、支援内容の検証ができるよう、支援する必要がある。

<意見 12 協定の定期的な見直しについて>

災害発生時におけるライフラインに関する協定の内容が古く、現在の倉敷市の状況にそぐわない協定となる可能性があることから、例えば3年に1度等、定期的な協定の内容を確認する体制とする必要がある。

2. 災害への備え

(1) 指摘事項

<指摘事項 5 支所が被災した場合のバックアップについて>

庁舎等の防災拠点について、支所についても被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討すべきである。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する必要がある。

<指摘事項 6 分散備蓄について>

耐震化されておらず、津波浸水想定区域内の西浦倉庫に、水、食料等の備蓄品が集中していると同時に、西浦倉庫にのみ保管されている備蓄品が存在する。大型地震の発生により、西浦倉庫は備蓄倉庫としての機能が停止する可能性が高く、他の地域の倉庫に備蓄品を分散すべきである。

<指摘事項 7 備蓄品の入出庫管理について>

災害発生時の緊急を要する場合を除き、消費備蓄品の入出庫について、備蓄品ごとに入出庫数、入出庫者、目的等の管理簿を作成すべきである。

(2) 意見

<意見 13 ため池災害ハザードマップのホームページ掲載について>

ため池災害ハザードマップは平成 31 年 4 月より公開予定であるが、本報告書作成時点では、倉敷市ホームページに掲載していない。情報開示の点からはホームページに適時に掲載すべきであり、今後、ため池災害ハザードマップの更新等が行われた際は、適時にホームページに掲載すべきである。

<意見 14 備蓄品の管理の統一について>

防災危機管理室管理の備蓄品について、備蓄品リスト、管理簿、配置図等などは統一した形式を使用して管理すべきである。

<意見 15 災害備蓄品（下水道部）の管理について>

災害備蓄品の管理は、災害の発生時に正確な災害備蓄品在庫が把握され、災害時における緊急の払い出しを可能とするものでなくてはならないから、定期的な管理を行うと同時に、適切な数量管理を行うべきである。

<意見 16 緊急告知 FM ラジオの設置について>

各地区の屋外拡声器からの防災行政無線は、音の反射や豪雨により正確に聞き取ることができない場合がある。緊急告知 FM ラジオであれば屋内であるため、屋外拡声器

より鮮明に聞き取ることが可能である。緊急告知 FM ラジオの設置状況のアンケート調査を実施するとともに、積極的な広報活動を実施し、特に携帯電話、インターネット等の利用率が低い高齢者等の世帯設置率を向上させるべきである。

<意見 17 倉敷署及び水島署の査察の実績率について>

火災予防の査察の実績率は 100%とすべきであり、実績率の低い倉敷署、水島署への他署からの人員の応援を踏まえて、査察計画を立てるべきである。

<意見 18 住宅用火災警報器設置率、条例適合率について>

設置率は毎年全国平均を下回っており、条例適合率は平成 29 年 6 月現在では全国平均を上回っているものの、31.3%については条例に適合していない状況である。倉敷市は近年では毎年両率ともに上昇しているものの、消防庁の「住宅用火災警報器の設置率等の調査結果（平成 29 年 6 月 1 日時点）」によれば、設置率、条例適合率が 100%の市町村もあり、市民の協力が不可欠であるが、引き続き両率を上昇させる必要がある。

3. 防災に対する補助・助成制度

(1) 意見

<意見 19 止水板・住宅嵩上げ補助金の整備について>

他市での実績もある制度であり、地理的条件からもその有効性が期待されることから、倉敷市において、止水板・住宅嵩上げ補助金事業を実施すべきである。

<意見 20 暴力団関係者等に対する補助金の制限について>

暴力団関係者等を排除しないことは、結果として建築物耐震診断助成事業、建築物耐震改修等助成事業が、暴力団関係者等に財産上の利益を供与することになりかねず、岡山市等の他市でも導入事例があるものであるから、倉敷市においても暴力団関係者等を排除する施策、手法等を講じるべきである。

<意見 21 暴力団関係者等に対する補助金の制限について>

空家等除却事業費補助金の対象者の要件においても、暴力団関係者等を排除する施策、手法等を講じるべきである。

4. 防災のための施設整備（耐震化・長寿命化など）

(1) 指摘事項

<指摘事項 8 住宅用火災警報器の未設置について>

住宅用火災警報器の設置は消防法で定められており、倉敷市管理の住宅が法令違反の状態となっている。入居者の同意が得られない問題はあるが、火災により他の建築物にも影響を及ぼす可能性があることから、法令上設置が求められることを説明し、住宅用火災警報器の設置率を高める必要がある。

<指摘事項 9 市民病院の業務継続計画の策定について>

病院の立地の観点から、運用面における防災対策が重要なことは明らかである。事業に対するダメージを可能な限り小さくし、事業の継続及び復旧を可能なものとするため、早期に業務継続計画を策定する必要がある。また、計画策定にあたっては、倉敷市地域防災計画及び策定中の倉敷市業務継続計画との関連性を踏まえ、あわせて他の病院の事例を参考とすべきである。

(2) 意見

<意見 22 排水機場の非常用発電設備の設置状況について>

非常用電源設備が未設置となっている排水ポンプのうち、ポンプの排水能力が高く、住民の多い地域や重要な避難所等の緊急性の高い地域については、排水機場長寿命化計画と整合を図りながら、優先順位を考慮し、非常用電源設備の設置を検討すべきである。

<意見 23 非常用電源設備の設置について>

大規模震災発生時は、倉敷市内全域で電力が停止し、各水道施設の機能が停止する可能性がある。また、大規模震災発生時は隣接都市も同様の被害が想定され、発生直後は他市からの給水応援等が困難であることが考えられる。本庁舎・代替庁舎のみならず、重要な浄水施設、ポンプ場等についても非常用電源設備を設置すべきである。

<意見 24 下水道施設の耐震化の進捗について>

倉敷市下水道総合地震対策事業計画において策定された計画のうち、一部に遅れが生じている。南海トラフ巨大地震の発生に備えて、計画通りに実施すべきである。

<意見 25 処理場、ポンプ場の停電時の補完体制について>

非常用発電設備が未設置である施設のうち、松江ポンプ場、下津井ポンプ場については、電力停止時の補完体制が、大規模災害において十分に機能しない可能性が考えられるため、非常用発電設備の設置等、停電が生じた場合の対応を検討すべきである。

<意見 26 使用見込みのないため池について>

未利用のため池 33 面について、今後使用込みがない場合は、近隣住民と協議のうえ、廃止するなど事前の防災措置を図るべきである。

<意見 27 耐震性能調査の実施計画時期について>

長寿命化を優先し、現在の海岸の健全度を確認の上、耐震性能調査を行う順序は合理的なものであり、マニュアルの改訂により水門・陸閘が追加され、計画が遅れたことはやむを得ない。しかし、耐震化の課題は当初から存在していたことであり、各漁港は建築年月日が昭和後期のものが多く、耐震化の状況についてはすべて不明である状況からは、長寿命化計画、耐震性能調査計画を早めるべきである。

<意見 28 変更契約について>

工事契約において、資材等の調達に要する時間は、一般に受注者側で十分な事前検討を経て契約に至るべき事項であると考えられる。変更契約の回数が多くなると、担当課内の事務手続量も増加することとなるため、受注者との契約に至る過程において工期等を適切に見積った後に契約するなど、変更契約は少なくすべきである。

<意見 29 耐震基準未対応住宅について>

入居者に対し、大規模地震発生時の倒壊の危険性が高いことについて説明するとともに、大規模地震発生時の対応を講じるように事前に説明すべきである。また、退去により空室となった場合、取り壊す予定の住宅も存在する。このような住宅は、入居者の同意のもと安全な住宅への転居ができれば、入居者、倉敷市双方にメリットがあるため、定期的に入居者の転居の意思を確認すべきである。

<意見 30 倉敷市の学校園の塀の安全管理について>

倒壊すると被害が大きくなると予測される学校園の塀は、あらかじめリスト化し、定期的に点検を行い、老朽化などにより危険性が高くなったものについては、早急に撤去、補修等の対応ができるようにすべきである。

5. 災害発生時の担い手

(1) 意見

<意見 31 職員用の備蓄物資、品目の目標数の決定について>

早急に品目や目標数を含めた職員用の備蓄計画を策定し、その計画に基づく備蓄に着手すべきである。

<意見 32 消防団の定員について>

消防団を再編した平成 20 年 4 月から 10 年が経過しており、人口当たりの消防団員の定員数、地域別の消防団の定員数のアンバランスについて再度検討すべきである。

<意見 33 医療救護班の地域防災計画の見直しについて>

倉敷市地域防災計画の医療、助産に関する計画について、平成 30 年 7 月豪雨の際の経験も踏まえ、災害派遣医療チーム、日本医師会災害医療チーム等の派遣受入れを前提とした実情に合った計画に見直しを行うべきである。

<意見 34 自主防災組織の活動の確認及び形骸化について>

自主防災組織数は平成 25 年度以降増加しているが、活動実績がない団体が存在すると考えられる。倉敷市より防災資機材を給付していることから、同組織が形骸化しないように、定期的に活動を確認するとともに、活動がない組織には活動を啓発すべきである。

IV 平成 30 年 7 月豪雨

(1) 指摘事項

<指摘事項 10 非公開の外線番号の設定について>

市民やマスコミなどの外部との連絡手段と別に、庁内の連絡手段を確保するため、非公開の外線番号を有した機器を拡充しておくことが必要である。また、主要関係機関との授受専用公用携帯電話の確保を検討すべきである。

<指摘事項 11 災害対策マニュアルチェックリストの未記帳について>

倉敷市水道局災害対策マニュアルには、災害等対応チェックリストが整備されているが、平成 30 年 7 月豪雨の際に当該チェックリストが使用された証跡が残されていない。災害対応が漏れなく実施されていることを確認するためにも、チェックリストを実施した証跡を残し、災害対応にあたるべきである。

<指摘事項 12 廃棄物量の推定計算について>

廃棄物量は南海トラフ巨大地震のパターンを採用し、推定値を算定しているが、平成 30 年 7 月豪雨災害の実績を踏まえ、推定計算方法の抜本的な見直しを行い、推定値と実績値の誤差を小さくすべきである。

(2) 意見

<意見 35 避難指示発令前の情報収集について>

避難指示等の発令判断の収集すべき情報・データの種類、計器等の十分性、情報伝達の適切性について検証すべきである。

<意見 36 避難所の既設の設備、物資等の事前把握と管理について>

避難所運営に欠かせない設備（冷暖房機器、洗濯機、発電機、マンホールトイレ等）の必要数量や当該設備を稼働させる電力量等は、避難所の規模や既設の状況より、あらかじめ各避難所別に算定しておき、大規模災害時に不足が予測される設備を早期に

避難所別に把握し、支援要請・設置が行える体制とすべきである。

<意見 37 ボランティアの受入センター候補地設定について>

大規模災害発生時に早期にボランティアの受入センターを開設できるように、ボランティアセンター候補地と協定を結ぶなど、候補地を検討しておくべきである。

<意見 38 避難所職員の配置について>

避難所の対応職員について、大規模災害においては十分な人数の職員を配置できるとは限らないことを前提に、避難者自身が避難所運営に参加できるよう、自主防災組織などを対象に啓発を進めるとともに、市職員に対しても限られた人数で効果的に避難所運営にあたることができるよう、研修を行うなど啓発に努めるべきである。

<意見 39 避難所職員の休憩スペースについて>

避難所職員の休憩を与えるために、人目につかない場所に、職員の休憩スペースを事前に確保するべきである。

<意見 40 真備支所の設備について>

真備支所は洪水・土砂災害ハザードマップの浸水深 5.0 メートル以上の地域であるが、1 階への浸水により、防災拠点としての機能が停止した。1 階へ配置する機能、物資、設備等を見直すべきである。

<意見 41 災害発生時の 119 番通報対応について>

平成 30 年 7 月豪雨における 119 番通報対応での課題を洗い出すとともに、大規模災害時に関するコールトリアージプロトコルの策定を図るべきである。

<意見 42 水難対応資機材の充実について>

水難対応資機材は協定等により外部からの応援が見込まれるが、水難対応の充実・迅速化を図るため、平成 30 年 7 月豪雨において使用した資機材について、救助実績から必要数を算定の上、見直しを行うべきである。

<意見 43 消防施設の浸水対策について>

浸水地域ハザードマップを活用し、1 階部分が水没する地域の消防署は、自家発電設備をはじめ、指令系設備等、電気関係設備は 2 階以上のなるべく高い位置に設置するとともに、止水板を常備し浸水を最大限防ぐ対策を講じるべきである。

<意見 44 倉敷市水道局災害対策マニュアルの見直しについて>

倉敷市水道局災害対策マニュアルの見直しは毎年 1 度実施されているが、マニュアルに記載されている避難所一覧について、防災危機管理室が公表している避難所一覧と整合していない避難所が存在した。避難所の追加、異動は不定期に行われるものであり、防災危機管理室との連携を図り、適時に水道局災害対策マニュアルを更新する必要がある。

<意見 45 管渠のネットワーク化について>

管渠の破損等のリスクに備えて管渠のネットワーク化を行えば、スムーズな排水が可能となったと考えられる。重要な避難所に指定されているエリアでは、管渠のネットワーク化を検討し災害時においても管路の排水能力を確保すべきである。

<意見 46 災害協定について>

災害発生時には、各種の業者に複数の自治体等から同時に業務の要請が行われることが想定される。下水道の災害査定については、事前に水コンサルタント業協会と協定を締結していれば、よりスムーズに契約ができたと考えられる。各種の災害に関する協定については様々なリスク等を想定して事前に締結しておくべきであるから、複数の相手先と協定を結ぶなどリスクに応じた対応を行うべきである。

<意見 47 応急措置の実施について>

平成 30 年 7 月豪雨により実施したため池の応急措置は、西日本を中心に多くのため池において被害が発生したことを受け、農林水産省が急遽、緊急点検を行うことを決定したものであり、予め指針等があったものではないが、応急措置の内容からは、時間や大きなコストを必要とするものではない。今後同様の災害が発生した際は、国からの指示に関わらず、速やかに応急措置を実施すべきである。

<意見 48 市営住宅の再建について>

平成 30 年 7 月豪雨で被災した市営住宅の再建は、例えば建物の高層化、避難路の確保、立地の移転、廃止など、入居者の意見も徴収し、費用対効果を考慮の上、浸水対策を講じ実施すべきである。

<意見 49 廃棄物の仮置場の事前確保について>

廃棄物の仮置場について、民間との協定により、あらかじめ余裕のある面積を確保しておくべきである。

<意見 50 ハザードマップの市民の認識について>

市民のハザードマップの認識状況、理解状況についてアンケート調査を定期的に行い、市民への周知の十分性を検討すべきである。特に、ハザードマップ上の警戒区域や危険区域、市営住宅など高齢者が多い世帯等、発災時の被害が大きくなると想定される地域等については、優先して実施すべきである。

また、自主防災組織等を中心に身近な地域のハザードマップの作成・見直しを行う等、住民参加型の取組みを進めることにより、ハザードマップの認識を深める対策をとるべきである。

<意見 51 ドローンの導入について>

人が入っていくことが困難な場所等についてもドローンがあれば、比較的容易に地形の状況や危険個所を把握することが可能である。また、ドローンは、ヘリコプター等に比して非常に安価であり、また操作についても比較的容易に習得できる。

防災対策に活用するため、また、被災地等の状況をいち早く把握するためにも、ドローンを効果的に活用すべきである。

<意見 52 平成 30 年 7 月豪雨の客観的な検証の必要性について>

平成 30 年 7 月豪雨による被害の客観的な検証を行うためには、第三者委員会による検証作業を行うべきであるが、すでに岡山県が第三者委員会を設置しており、倉敷市においても第三者委員会を設置し検証作業を行うと、同じことを検証するケースも出てくるのが想定される。よって、岡山県の第三者委員会の検証には積極的に協力するとともに、検証作業をすべて岡山県任せにするのではなく、倉敷市においても今

後の防災に活かすために、例えば、災害対応にあたった各部署から意見を吸い上げるなど、倉敷市内部でできる限りの客観的な検証作業を行うべきである。

<意見 53 市民の防災意識向上について>

例えばハザードマップ等の防災に関する認知のアンケート調査を定期的に行い、認知度をモニタリングする、開設された避難所において避難者に防災に関する情報を配布し、親戚、知り合い等にも防災に関する情報を提供するように呼びかける等、市民全体の防災意識の向上につながる対策を、平成 30 年 7 月豪雨で被災した市民意識が高い時期に講じるべきである。

